

## 工事請負指名競争入札参加者資格審査要領

( 総則 )

第 1 条 この要領は、本市が発注する工事請負の指名競争入札に参加することができる者に必要な資格及び審査の方法について定めるものとする。

( 資格及び審査の方法 )

第 2 条 工事請負の指名競争入札に参加することができる者は、別表に定める工事の設計額に応じ、土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事及び管工事にあつては、4 ランクに区分して格付けされたものとする。

2 前項のランクの格付けは、三浦市契約規則（昭和40年三浦市規則第13号）第4条の規定により提出された競争入札参加者登録申請書及びその内容の変更の届による事項を審査したうえ、定めるものとする。

3 特殊な工事請負又は格付けによる効果が少ないものと認められる工事請負については、前2項によらないことができる。

( 審査事項 )

第 3 条 前条の審査は、平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号（建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準）に規定する審査の項目及び基準により行うものとする。

( 審査の特例 )

第 4 条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第 100号）第3条の規定による許可を受け、かつ中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者の審査は、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領（昭和63年建設省厚発第 408号）を準用し審査するものとする。

( 格付けの決定 )

第 5 条 工事請負の種類別ランクの格付けは、第 3 条及び第 4 条の総合的審査の結果により、経営事項審査おける総合評点に基づき次に掲げる区分により決定するものとする。

ランク	土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事
	総合評点	総合評点	総合評点	総合評点	総合評点
A	1001点以上	1001点以上	1001点以上	801点以上	801点以上
B	701点以上 1001点未満	701点以上 1001点未満	701点以上 1001点未満	651点以上 801点未満	651点以上 801点未満
C	501点以上 701点未満	501点以上 701点未満	501点以上 701点未満	501点以上 651点未満	501点以上 651点未満
D	501点未満	501点未満	501点未満	501点未満	501点未満

2 総合評点のつかないものについては、前項のDランクとみなすものとする。

(入札参加者の指名)

第6条 工事請負の入札者の指名は、別表に定める工事の設計額に対応するランクに属する者の中から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、直近上位又は直近下位のランクに属する者で工事成績が特に優秀なものについて指名することができる。

3 特殊な工法を必要とする工事等については、前2項の規定によらないで指名することができる。

(入札者の指名業者数)

第7条 工事請負の入札者の指名業者数については、次のとおりとする。

(1) 設計額が100万円未満のものについては、3者以上とする。

(2) 設計額が100万円以上500万円未満のものについては、4者以上とする。

(3) 設計額が500万円以上3,000万円未満のものについては、5者以上8者未満とする。

(4) 設計額が3,000万円以上5,000万円未満のものについては、6者以上9者未満とする。

(5) 設計額が5,000万円以上10,000万円未満のものについては、7者以上10者未満とする。

(6) 設計額が10,000万円以上のものについては、10者以上とする。

2 工事の種類、特殊性等から前項の規定により難しい場合は、当該工事の実情に応じた扱いを行うことができる。

3 第1項及び第2項の規定は、業務委託、物件納入業者等の入札者の指名業者数についても準用するものとする。

(附則)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

別 表（第 6 条第 1 項関係）

1 土木工事

ランク	設 計 額
A	4,000万円以上
B	300万円以上 2 億円未満
C	6,000万円未満
D	500万円未満

2 建築工事

ランク	設 計 額
A	8,000万円以上
B	1,000万円以上 2 億円未満
C	7,000万円未満
D	1,000万円未満

3 舗装工事

ランク	設 計 額
A	3,000万円以上
B	300万円以上 1 億円未満
C	5,000万円未満
D	500万円未満

4 電気工事

ランク	設 計 額
A	2,000万円以上
B	300万円以上 7,000万円未満
C	5,000万円未満
D	500万円未満

5 管工事

ランク	設 計 額
A	500万円以上
B	200万円以上 5,000万円未満
C	1,500万円未満
D	500万円未満